

事前手続と理由提示

(百選「I-124」～「I-129」)

問題 001

憲法 31 条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。

001 解答：妥当である。(I-124)

問題 002

行政手続は、刑事手続とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、行政処分の相手方に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではない。

002 解答：妥当である。(I-124)

問題 003

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(成田新法)に基づく運輸大臣(当時)の命令により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等は、新空港の設置、管理等の安全という国家的、社会経済的、公益的、人道的見地からその確保が極めて強く要請されているものであって、高度かつ緊急の必要性を有するものであることなどを総合較量すれば、右命令をするに当たり、その相手方に対し事前に告知、弁解、防御の機会を与える旨の規定がなくても、憲法31条の法意に反するものということはいえない。

003 解答：妥当である。(I - 124)

問題 004

道路運送法に基づく個人タクシー免許申請の審査手続きについて、内部的に具体的な審査基準を設定し、右基準を適用するうえで必要とされる事項について、申請人に対し、その主張と証拠の提出の機会を与えなければならぬとまではいえない。

004 解答：誤り

道路運送法は抽象的な免許基準を定めているにすぎないから、本問のような措置をとらなければならないとした。(I - 125)

問題 005

道路運送法に基づく個人タクシー免許申請の審査手続きについて、免許の申請人は公正な手続によって免許の許否につき判定を受くべき法的利益を有するものであるが、これに反する審査手続によって免許の申請の却下処分がされたとしても、右利益を侵害するものとして、右処分の違法事由となるものとはいえない。

005 解答：誤り

違法事由になるものというべきであるとした。

(I - 1 2 5)

問題 006

行政庁が行政処分をするにあたって、諮問機関に諮問し、その決定を尊重して処分をしなければならない旨を法が定めているのは、処分行政庁が、諮問機関の決定(答申)を慎重に検討し、これに十分な考慮を払い、特段の合理的な理由のないかぎりこれに反する処分をしないように要求することにより、当該行政処分の客観的な適正妥当と公正を担保することを法が所期しているためであると考えられる。

006 解答：妥当である。(I - 1 2 6)

問題 007

行政処分が諮問機関に対する諮問を経ないでなされた場合は、当該処分は違法として取消をまぬがれないが、諮問を経た場合は、たとえその諮問の過程に瑕疵があったとしても、当該処分は違法として取消されるべきものとなるものではない。

007 解答：誤り

諮問を経た場合であっても、諮問機関の審理、決定(答申)の過程に重大な法規違反があるなどにより、その決定(答申)自体に法が右諮問機関に対する諮問を経ることを要求した趣旨に反すると認められるような瑕疵があるときは、これを経てなされた処分も違法として取消をまぬがれないとした。(I - 126)

問題 008

一般乗合旅客自動車運送事業の免許の申請に対して行われる運輸審議会の公聴会における審理手続きについて、その内容において、関係者に対し、決定の基礎となる諸事項に関する諸般の証拠その他の資料と意見を十分に提出してこれを審議会の決定に反映させることを実質的に可能ならしめるようなものでなければならぬといえない。

008 解答：誤り

そのように解すべきであるとした。(I - 1 2 6)

問題 009

一般乗合旅客自動車運送事業の免許の申請に対して行われる運輸審議会の公聴会における審理手続きについて、本件公聴会審議が申請者に主張立証の機会を与えるにつき必ずしも十分でないところがあったことは否定できないが、運輸審議会の認定判断を左右するに足る意見及び資料を追加提出しうる可能性があったとは認めがたいので、本件免許の却下処分を違法として取り消す理由とはならない。

009 解答：妥当である。(I - 1 2 6)**問題 010**

一般に、法が行政処分に理由を付記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免れないものといわなければならない。

010 解答：妥当である。(I - 1 2 7)

問題 011

所得税の更正処分につき付記された理由が、いかなる勘定科目に脱漏があり、その金額はいかなる根拠に基づくものか、またそれがいかにして算定され、それによることがどうして正当なのか、納税者が知るに由ないものであったとしても、直ちに所得税法45条2項にいう理由付記の要件を満たさないものということとはできない。

011 解答：誤り

このような場合は、理由付記の要件を満たしているものとは認め得ないとした。(I - 127)

問題 012

行政手続法14条1項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。

012 解答：妥当である。(I - 128)

問題 013

建築士に対する一級建築士免許を取り消す処分につき、その処分の理由に不備があるため、建築士においていかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって免許取消処分が選択されたのかを知ることができなかつたとしても、それが直ちに行政手続法14条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であり、取消しを免れないということとはできない。

013 解答：誤り

同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であり、取消しを免れないとした。(I-128)

問題 014

一般旅券発給拒否通知書に付記すべき理由としては、発給拒否の根拠規定を示すことで足り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して一般旅券の発給が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものとする事までは求められない。

014 解答：誤り

単に発給拒否の根拠規定を示すだけでは、原則的に理由付記としては十分でないとした。(I-129)

問題 015

一般旅券発給拒否通知書に付記された理由として、単に発給拒否の根拠規定を付記されているにすぎない通知書は、旅券法14条の定める理由付記の要件を欠くものというほかはなく、本件一般旅券発給拒否処分に違法があることを理由としてその取消しを求めることは正当として認容すべきである。

015 解答：妥当である。(I - 1 2 9)